

第19号議案

東大和市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

東大和市子どもの医療費の助成に関する条例（令和6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合の」を「その他市長が高校生等本人を申請者とするのが適当と認める場合には、」に改める。

第3条第1項中「有する子ども」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により、その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）」を加え、「であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を削る。

第5条第2項中「法令」を「法令等」に改める。

第6条第1項中「に、医療証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。